

参加表明書及び参加資格確認書類に関する質問回答一覧

番号	書類名	頁	項番	項目	質問内容	回答内容
1	実施要領	11	2.2.4 各業務を行う者の要件	(1) 統括管理業務を行う者の要件	①配置予定「統括責任者」について、中浜管理センターと田島管理センターの両案件を兼務として参加資格確認書類を作成する事は可能でしょうか。	・統括責任者（監理技術者）については、発注案件ごとに専任を求めているため、中浜管路管理センター案件と田島管路管理センター案件の統括管理者の兼務はできません。
2		12	2.2.4 各業務を行う者の要件	(2) 定型的管理保全業務における管きょ調査又は管路清掃業務を行う者の要件	② 配置予定「主任技術者」が（イ）「第3種技術検定」又は「下水道管理技術認定試験（管路施設）」の資格が無ければ、参加表明書提出や入札参加が出来ないのでしょうか。	・② 配置予定「主任技術者」については、当該業務の技術的な責任を負うべき立場ですので、（ア）から（エ）の要件をお一人ですべて満たす者を専任で配置することが必要です。従いまして、ご質問の（イ）の要件を満足していない場合は、プロポーザルへの参加資格はないものと判断されます。 ・なお、要件をみたしていれば兼務可能な配置技術者の組み合わせについては、添付の「兼務可能な配置技術者の組み合わせ」のファイルを参照してください。
3		21	6. 提出書類	表 6-1 参加表明時の提出書類	上記項目にある参加表明時の提出書類について、共同企業体協定書に指定の様式がないようですが、任意の様式で作成してもよろしいでしょうか。また、共同企業体協定書の作成要領に出資割合について記載がありました。出資は必ず必要でしょうか。	・特に様式を指定しておりませんので、実施要領27ページから33ページに記載しております甲型及び乙型の共同企業体協定書の例も参考にしながら適切な協定書を作成してください。 ・実施要領21ページの表6-1 共同企業体協定書の写しの作成要領等の欄に、「・構成員の出資割合については、参加表明時に必ずしも記載する必要はない。ただし、企画技術提案書提出時に構成員の出資割合を記載した覚書を添付すること。」と記載しておりますが、甲型、乙型のいずれの形態でも参加可能です。従いまして甲型を選択される場合は、構成員の出資は必要ですが、乙型を選択される場合は、参加資格の確認において特に出資の有無を問いません。